

# 伊 勢 市 公 報

第 155 号  
平成 24 年 4 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則	2
○ 伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則	19
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	29
<b>告 示</b>	
○ 指定代理納付者の指定について	31
○ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定	32
○ 特定工場等において発生する騒音の規制基準	35
○ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定	37
○ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域	38
○ 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域	40
○ 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	41
○ 特定工場等において発生する振動の規制基準	42
○ 振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分	44
○ 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準	45
○ 市道の路線の認定について	47
○ 道路の区域の決定について	49
○ 道路の供用開始について	51
○ 伊勢都市計画特定用途制限地域の決定について	53
○ 伊勢都市計画用途地域の変更について	54
○ 伊勢都市計画高度地区の変更について	55
○ 伊勢都市計画特別用途地区の決定について	56
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	57
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	58
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	59
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	60
○ 認可地縁団体の認可について	61
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	64
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	65
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	66

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

をここに公布する。

平成 24 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 21 号

### 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 第 1 項の表 1 に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図及び 2 面以上の立面図
- (2) 申請に係る建築物が条例別表第 1 自然環境地区の項第 3 号又は第 6 号若しくは第一種田園・集落地区の項第 3 号又は第 6 号に掲げるものである場合は、工場・危険物調書（様式第 2 号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第 9 条において準用する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、工作物特例許可申請書（様式第 3 号）による正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 省令第 3 条第 1 項の表 1 に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図及び構造詳細図
- (2) 申請に係る工作物が条例別表第 2 自然環境地区の項第 1 号及び第 2 号に掲げるものである場合は、工場・危険物調書（様式第 2 号）

- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(許可)

第3条 市長は、特例許可をしたときは、許可通知書（様式第4号）に当該特例許可に係る許可申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、特例許可をしないときは、不許可通知書（様式第5号）に当該特例許可に係る許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 本条第1項に規定する許可通知書は、交付日以降に当該許可に係る敷地における特定用途制限地域について都市計画の変更告示が行われた場合、その効力を失うものとする。

(特例許可に係る事項の変更許可申請)

第4条 特例許可を受けた者は、当該特例許可に係る建築物又は工作物の工事が完了する前に、当該許可に係る事項の変更（ただし、次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更許可申請書（様式第6号）の正本及び副本に、それぞれ、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第2条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合、「特例許可」は「変更許可」に読み替える。

(軽微な変更)

第5条 前条に規定する軽微な変更は、省令第3条の2第1項又は第4項に規定するものとする。

2 特例許可を受けた者は、前項の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、変更届出書（様式第7号）に、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第2条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に

届け出なければならない。

(農産物の処理又は加工に必要な施設)

第6条 条例別表第1自然環境地区の項第3号ア又は第一種田園・集落地区の項第3号アの規定により規則で定める農産物の処理又は加工に必要な施設は、次に掲げるものとする。

- (1) ライスセンター
- (2) もみ殻処理加工施設
- (3) 柿の脱渋施設
- (4) 堆肥製造施設
- (5) 養液栽培施設
- (6) きのこ栽培施設
- (7) 選別調製施設

2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その確認済証の交付を受けようとする建築物の用途が、次の各号のいずれかに適合していることを証する書面(以下「適合証明書」という。)の交付を市長に求めることができる。

- (1) 前項各号に掲げるもの
- (2) 条例別表第1自然環境地区の項第6号のうち、同表同項第3号アに掲げる建築物において、法別表第2(と)の項第4号に規定する危険物を貯蔵又は処理するもの
- (3) 条例別表第1第一種田園・集落地区の項第6号のうち、同表同項第3号アに掲げる建築物において、法別表第2(と)の項第4号に規定する危険物を貯蔵又は処理するもの

3 適合証明書の交付を受けようとする者(以下「適合証明申請者」という。)は、適合証明申請書(様式第8号)の正本及び副本に、第2条各項

に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項で提出された適合証明申請書について、第1項の規定に適合していることが証明することができる場合は、適合証明書（様式第9号）に当該申請に係る適合証明申請書の副本及びその添付書類を添えて、適合証明申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物特例許可申請書

（第 1 面）

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第 8 条第 1 項の規定により許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名

印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

1 申請者

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

2 設計者

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

## 建築物及びその敷地に関する事項

1	地名地番				
2	住居表示				
3	その他の区域、地域、地区又は街区				
4	道路				
	(1) 幅員				
	(2) 敷地と接している部分の長さ				
5	敷地面積				
	(1) 敷地面積	ア	( ) ( ) ( ) ( )		
		イ	( ) ( ) ( ) ( )		
	(2) 特定用途制限地域の地区		( ) ( ) ( ) ( )		
	(3) 敷地面積の合計	ア			
		イ			
	(4) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値				
	(5) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値				
	(6) 備考				
6	主要用途	(区分	)		
7	工事種別				
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替				
8	建築面積	(申請部分	) (申請以外の部分)	(合計	)
	(1) 建築面積	(	) ( ) ( )	(	)
	(2) 建ぺい率				
9	延べ面積	(申請部分	) (申請以外の部分)	(合計	)
	(1) 建築物全体	(	) ( ) ( )	(	)
	(2) 地階の住宅の部分	(	) ( ) ( )	(	)
	(3) 共同住宅の共用の廊下等の部分	(	) ( ) ( )	(	)
	(4) 自動車車庫等の部分	(	) ( ) ( )	(	)
	(5) 住宅の部分	(	) ( ) ( )	(	)
	(6) 延べ面積				
	(7) 容積率				
10	建築物の数				
	(1) 申請に係る建築物の数				
	(2) 同一敷地内の他の建築物の数				
11	工事着手予定年月	平成	年	月	
12	工事完了予定年月	平成	年	月	
13	その他必要な事項				
14	備考				



建築物別概要

---

1 番号

---

2 工事種別等            新築      増築      改築      移転      用途変更  
                         大規模の修繕      大規模の模様替      既設

---

3 構造                    造                    一部                    造

---

4 高さ

- (1) 最高の高さ
- (2) 最高の軒の高さ

---

5 階別用途別床面積

(1) 階別用途別

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )

(2) 用途別

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )

---

6 その他必要な事項

---

7 備考

工場・危険物調書

工場 関係 事項	業 種		作 業 場 床 面 積		
			申 請 部 分		m <sup>2</sup>
	原 料 名		申 請 以 外 の 部 分		m <sup>2</sup>
	一日の処理量		合 計		m <sup>2</sup>
	製 品 名			一日の製品量	
	機 械 の 種 類	機 械 台 数			
		新(増)設	既 設	計	
	合 計				
	作 業 方 法				
	危 険 物 関 係 事 項		種 類	用 途	最 大 貯 蔵 量
申 請 部 分					
申 請 以 外 の 部 分					
合 計					
参 考 事 項					

様式第3号（第2条関係）

工作物特例許可申請書

（第1面）

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第9条において準用する第8条第1項の規定により許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名 印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

---

1 申請者

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

---

2 設計者

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

---

3 敷地の位置

- (1) 地名地番
- (2) 住居表示
- (3) 特定用途制限地域の地区
- (4) その他の区域又は地区

---

4 工作物の概要

- (1) 用途 (区分 )
- (2) 高さ
- (3) 工事種別 新築 増築 改築 その他 ( )
- (4) 築造面積 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
( ) ( ) ( )
- (5) 工作物の数 ( ) ( ) ( )
- (6) その他必要な事項

---

5 工事着手予定年月 年 月

---

6 工事完了予定年月 年 月

---

7 備考

---

許可通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所又は築造場所

3 建築物（工作物）又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 延べ面積（築造面積）

ア 申請部分	平方メートル
イ 申請以外の部分	平方メートル
ウ 合計	平方メートル

(4) 申請棟数（工作物の数）

(5) 許可条件

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第 8 条第 1 項（第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可しましたので、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により通知します。

（注意）建築確認申請の際には、正本に許可通知書の写しを添付し、副本に許可通知書の原本を綴じた許可申請書を添付して、申請してください。

この通知書は、大切に保存しておいてください。

不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

年 月 日付で申請のありました特定用途制限地域における許可申請については、次の理由から許可しないこととしましたので、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

許可できない理由	
----------	--

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変更許可申請書  
（第1面）

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた事項の変更の許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

- 1 変更する建築物（工作物）の許可
  - (1) 許可番号
  - (2) 許可年月日
  - (3) 建築（築造）場所
  - (4) 建築物（工作物）又はその部分の概要】
- 2 計画変更の理由及び概要

- 3 新建築主（築造主）
  - (1) 氏名のフリガナ
  - (2) 氏名
  - (3) 郵便番号
  - (4) 住所
  - (5) 電話番号

- 4 旧建築主（築造主）
  - (1) 氏名のフリガナ
  - (2) 氏名
  - (3) 郵便番号
  - (4) 住所
  - (5) 電話番号

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

（注意）

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書（様式第1号）の第2面及び第3面又は工作物特例許可申請書（様式第3号）の第2面を使用してください。
- 3 新旧の建築主（築造主）がいる場合は、連署して提出してください。
- 4 旧建築主（築造主）の印は、建築物特例許可申請書（工作物特例許可申請書）に押印したものと同一のものとしてください。

様式第7号（第5条関係）

変更届出書

（第1面）

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた事項について、同条例施行規則第5条に規定する軽微な変更を届け出ます。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

1 計画を変更した建築物（工作物）の許可

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 建築（築造）場所
- (4) 建築物（工作物）又はその部分の概要

2 軽微な変更の理由及び概要

※受付欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
※備考欄	

（注意）

- ① ※印欄は記入しないでください。
- ② 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書（様式第1号）の第2面及び第3面又は工作物特例許可申請書（様式第3号）の第2面を使用してください。



適合証明申請書

年 月 日

(宛先)  
伊勢市長

申出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名 印

申出書作成担当者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名 印  
電話

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 建築主（築造主）の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 建築（築造）しようとする土地の所在及び地番、地目、面積並びに許可の有無等

所在地及び地			
地 目		面 積	
開発許可、建築許可	有・無	年 月 日 第	号

3 建築物（工作物）の用途、構造及び規模

工事種別	新築	増築	改築	その他（ ）
用 途			構 造	
階 数			延べ面積（築造面積）	

※受付番号	年 月 日 第 号	※受付印欄
※証明番号	年 月 日 第 号	

備考 1 「開発許可、建築許可等」欄は、開発等変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号もあわせて記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと

適合証明書

伊勢市長

印

年 月 日付で伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第6条第3項の規定に基づき申請があったことは、同条第4項の規定に基づき、同条第2項に適合することを証明します。

記

- 1 申請者の住所、氏名
  
- 2 申請建築物（工作物）の所在地番
  
- 3 建築物（工作物）の用途、構造、規模
  - (1) 土地の面積
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 階数
  - (5) 延べ面積（築造面積）
  
- 4 備考

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 22 号

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成 23 年条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 第 1 項の表 1 に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図及び 2 面以上の立面図
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可)

第 3 条 市長は、特例許可をしたときは、許可通知書（様式第 2 号）に当該特例許可に係る許可申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、特例許可をしないときは、不許可通知書（様式第 3 号）に当該特例許可に係る許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 本条第 1 項に規定する許可通知書は、交付日以降に当該許可に係る敷地における特別用途地区について都市計画の変更告示が行われた場合、その効力を失うものとする。

(特例許可に係る事項の変更許可申請)

第 4 条 特例許可を受けた者は、当該特例許可に係る建築物又は工作物の

工事が完了する前に、当該許可に係る事項の変更（ただし、次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更許可申請書（様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第2条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合、「特例許可」は「変更許可」に読み替える。

（軽微な変更）

第5条 前条に規定する軽微な変更は、省令第3条の2第1項又は第4項に規定するものとする。

2 特例許可を受けた者は、前項の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、変更届出書（様式第5号）に、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第2条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に届け出なければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物特例許可申請書

（第 1 面）

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第 6 条第 1 項の規定により許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名

印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

1 申請者

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

2 設計者

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

## 建築物及びその敷地に関する事項

1	地名地番	
2	住居表示	
3	その他の区域、地域、地区又は街区	
4	道路	
	(1) 幅員	
	(2) 敷地と接している部分の長さ	
5	敷地面積	
	(1) 敷地面積	ア ( ) ( ) ( ) ( ) イ ( ) ( ) ( ) ( )
	(2) 用途地域等	( ) ( ) ( ) ( )
	(3) 敷地面積の合計	(1) (2)
	(4) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値	
	(5) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値	
	(6) 備考	
6	主要用途	(区分 )
7	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
8	建築面積	(申請部分 ) (申請以外の部分) (合計 )
	(1) 建築面積	( ) ( ) ( )
	(2) 建ぺい率	
9	延べ面積	(申請部分 ) (申請以外の部分) (合計 )
	(1) 建築物全体	( ) ( ) ( )
	(2) 地階の住宅の部分	( ) ( ) ( )
	(3) 共同住宅の共用の廊下等の部分	( ) ( ) ( )
	(4) 自動車車庫等の部分	( ) ( ) ( )
	(5) 住宅の部分	( ) ( ) ( )
	(6) 延べ面積	
	(7) 容積率	
10	建築物の数	
	(1) 申請に係る建築物の数	
	(2) 同一敷地内の他の建築物の数	
11	工事着手予定年月	年 月
12	工事完了予定年月	年 月
13	その他必要な事項	
14	備考	

建築物別概要

---

1 番号

---

2 工事種別等      新築      増築      改築      移転      用途変更  
                         大規模の修繕      大規模の模様替      既設

---

3 構造                      造                      一部                      造

---

4 高さ  
(1) 最高の高さ  
(2) 最高の軒の高さ

---

5 階別用途別床面積  
(1) 階別用途別  
                         (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分                      )(申請以外の部分)(合計                      )  
(    階) (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
(    階) (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
(    階) (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
(    階) (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
(2) 用途別  
                         (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分                      )(申請以外の部分)(合計                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )  
                         (                      )(                      )(                      )(                      )(                      )

---

6 その他必要な事項

---

7 備考

---



許可通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 延べ面積

ア 申請部分	平方メートル
イ 申請以外の部分	平方メートル
ウ 合計	平方メートル

(4) 申請棟数

(5) 許可条件

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第6条第1項の規定に基づき、許可しましたので、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

(注意) 建築確認申請の際には、正本に許可通知書の写しを添付し、副本に許可通知書の原本を綴じた許可申請書を添付して、申請してください。

この通知書は、大切に保存しておいてください。

不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市長 印

年 月 日付で申請のありました特別用途地区における建築に関する許可の申請については、次の理由から許可しないこととしましたので、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

許可できない理由	
----------	--

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

変更許可申請書  
（第1面）

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項の変更の許可を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

1 変更する建築物の許可

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 建築場所
- (4) 建築物又はその部分の概要

2 計画変更の理由及び概要

3 新建築主

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

4 旧建築主

- (1) 氏名のフリガナ
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

（注意）

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書（様式第1号）の第2面及び第3面を使用してください。
- 3 新旧の建築主がいる場合は、連署して提出してください。
- 4 旧建築主の印は、建築物特例許可申請書に押印したものと同一のものとしてください。

様式第5号（第5条関係）

変更届出書

（第1面）

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けた事項について、同条例施行規則第5条に規定する軽微な変更を届け出ます。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）

伊勢市長

年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

- 1 計画を変更した建築物の許可
  - (1) 許可番号
  - (2) 許可年月日
  - (3) 建築場所
  - (4) 建築物又はその部分の概要
- 2 軽微な変更の理由及び概要

※受付欄	※伊勢市都市計画審議会欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号
※備考欄		

（注意）

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書（様式第1号）の第2面及び第3面を使用してください。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委員長 楠 田 英 子

## 伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「伊勢市宮川堤公園ゲートボール場」を「伊勢市宮川ゲートボール場」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 41 号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

地域の 類 型	基準値		該当地域
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌 日午前 6 時まで)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域



地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

備考2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。)

(2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

備考3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メー

トル

- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

伊勢市告示第 42 号

特定工場等において発生する騒音の規制基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝夕（午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

1 この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域とする。
- (2) 第 2 種区域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに次の図に示す地

域とする。

(3) 第3種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに次の図に示す地域とする。

(4) 第4種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域並びに次の図に示す地域とする。なお、「次の図」は省略し、伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

## 伊勢市告示第 43 号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 規制する地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに次の図に示す地域

「次の図」は省略し、伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 44 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び  
振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43  
年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号及び振動規制法施行規則（昭  
和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、市長が  
指定する区域を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1  
号及び振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に該当する区域

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、指定さ  
れた地域のうち次に掲げる区域

- 1 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
- 2 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定  
する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育  
所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院  
及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設  
を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定  
する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規  
定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種  
区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 第1種区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1  
項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専

用地域とする。

- 2 第2種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域及び次の図に示す地域とする。
- 3 第3種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び次の図に示す地域とする。
- 4 第4種区域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び次の図に示す地域とする。

なお、「次の図」は省略し、伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 45 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考に基づく市長が定める区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

区域の区分

- (1) a 区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域をいう。
- (2) b 区域とは、都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域をいう。
- (3) c 区域とは、都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。



## 伊勢市告示第 46 号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると  
認める地域

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のように指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 指定する地域

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（平成24年伊勢市告示第号）において指定した地域とする。

伊勢市告示第 47 号

特定工場等において発生する振動の規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準	
	昼間（午前 8 時から 午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌 日午前 8 時まで）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

- この表において、第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、次のとおりとする。
  - 第 1 種区域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成 24 年伊勢市告示第 42 号）で定めた第 1 種区域及び第 2 種区域とする。
  - 第 2 種区域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準で定めた第 3 種区域及び第 4 種区域とする。
- 第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の

5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

## 伊勢市告示第 48 号

### 振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 に基づく市長が定める区域の区分及び同表備考 2 に基づく市長が定める時間の区分を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 区域の区分

第 1 種区域及び第 2 種区域とは、特定工場等において発生する振動の規制基準（平成 24 年伊勢市告示第 47 号）により指定した第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。

#### 2 時間の区分

昼間 午前 8 時から午後 7 時まで

夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

## 伊勢市告示第 49 号

### 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び同法第 4 条の規定に基づく規制基準を次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 規制地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく都市計画区域及び御薮町の区域のうち同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく用途地域

#### 2 規制基準

##### (1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02

ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
トルエン	大気中における含有率が100万分の10
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの

当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

(3) 事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の

敷地外における規制基準

悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

伊勢市告示第 50 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 24 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
湯田 23-25 号線	小俣町湯田 1027 番 8 地先		
	小俣町湯田 1027 番 7 地先		
湯田 23-26 号線	小俣町湯田 923 番 4 地先		
	小俣町湯田 923 番 5 地先		
上地 23-27 号線	上地町字豆塚 4130 番 7 地先		
	上地町字豆塚 4130 番 3 地先		
小俣 23-28 号線	小俣町元町 1553 番 1 地先		
	小俣町元町 1546 番地先		
小俣 23-29 号線	小俣町元町 1553 番 16 地先		
	小俣町元町 1553 番 17 地先		

小俣 23-30 号線	小俣町元町 1553 番 9 地先		
	小俣町元町 1553 番 12 地先		
明野 23-31 号線	東大淀町字西大野 5022 番 3 地先		
	東大淀町字西大野 5022 番 6 地先		
小俣明野 23-32 号線	小俣町明野 688 番 7 地先		
	小俣町明野 688 番 10 地先		
小俣明野 23-33 号線	小俣町明野 687 番 24 地先		
	小俣町明野 687 番 3 地先		
小俣明野 23-34 号線	小俣町明野 687 番 23 地先		
	小俣町明野 687 番 17 地先		
辻久留 3 丁目 23-35 号線	辻久留 3 丁目 302 番 10 地先		
	辻久留 3 丁目 289 番 11 地先		
辻久留 3 丁目 23-36 号線	辻久留 3 丁目 289 番 9 地先		
	辻久留 3 丁目 289 番 9 地先		
小俣明野 23-37 号線	柏町字南山 1638 番 1 地先		
	柏町字南山 1657 番 3 地先		



伊勢市告示第 51 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 24 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	湯田 23-25 号線	6.0 ～ 13.0	45
市 道	湯田 23-26 号線	6.0 ～ 13.0	40
市 道	上地 23-27 号線	6.0 ～ 11.0	68
市 道	小俣 23-28 号線	6.0 ～ 11.0	136
市 道	小俣 23-29 号線	6.0 ～ 13.0	21
市 道	小俣 23-30 号線	6.0 ～ 13.0	43
市 道	明野 23-31 号線	6.0 ～ 10.0	52
市 道	小俣明野 23-32 号線	6.0 ～ 13.0	43
市 道	小俣明野 23-33 号線	6.0 ～ 13.0	164
市 道	小俣明野 23-34 号線	6.0 ～ 13.0	90
市 道	辻久留 3 丁目 23-35 号線	6.0 ～ 11.0	63
市 道	辻久留 3 丁目 23-36 号線	6.0 ～ 13.0	35
市 道	小俣明野 23-37 号線	5.0 ～ 5.6	230

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 52 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
湯田 23-25 号線	小俣町湯田 1027 番 8 地先 小俣町湯田 1027 番 7 地先
湯田 23-26 号線	小俣町湯田 923 番 4 地先 小俣町湯田 923 番 5 地先
上地 23-27 号線	上地町字豆塚 4130 番 7 地先 上地町字豆塚 4130 番 3 地先
小俣 23-28 号線	小俣町元町 1553 番 1 地先 小俣町元町 1546 番地先
小俣 23-29 号線	小俣町元町 1553 番 16 地先 小俣町元町 1553 番 17 地先
小俣 23-30 号線	小俣町元町 1553 番 9 地先 小俣町元町 1553 番 12 地先
明野 23-31 号線	東大淀町字西大野 5022 番 3 地先 東大淀町字西大野 5022 番 6 地先

小俣明野 23-32 号線	小俣町明野 688 番 7 地先 小俣町明野 688 番 10 地先
小俣明野 23-33 号線	小俣町明野 687 番 24 地先 小俣町明野 687 番 3 地先
小俣明野 23-34 号線	小俣町明野 687 番 23 地先 小俣町明野 687 番 17 地先
辻久留 3 丁目 23-35 号線	辻久留 3 丁目 302 番 10 地先 辻久留 3 丁目 289 番 11 地先
辻久留 3 丁目 23-36 号線	辻久留 3 丁目 289 番 9 地先 辻久留 3 丁目 289 番 9 地先
小俣明野 23-37 号線	柏町字南山 1638 番 1 地先 柏町字南山 1657 番 3 地先

供用開始の期日 平成 24 年 4 月 9 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

## 伊勢市告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年4月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類  
伊勢都市計画特定用途制限地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

## 伊勢市告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年4月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類  
伊勢都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

## 伊勢市告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年4月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類  
伊勢都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

## 伊勢市告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年4月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類  
伊勢都市計画特別用途地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課



伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 24 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 小 林 勝 己

伊勢市神菌町 982 番地

変更後 西 山 久

伊勢市神菌町 1150 番地

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 24 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 鈴木 宏 明

伊勢市下野町 724 番地

変更後 杉 山 滋

伊勢市下野町 263 番地 8

伊勢市告示第 59 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称  
名称 有限会社 エフ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 小規模多機能ホームつながりの家  
所在地 伊勢市一之木 4 丁目 5 番 23 号
- 3 指定の年月日  
平成 24 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類  
小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 辻 井 由 和

伊勢市東豊浜町 3523 番地

変更後 中 村 進 與

伊勢市東豊浜町 1322 番地

伊勢市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 24 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

東大淀町会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うとともに、解散した東大淀報徳社社団法人の事業を承継し、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 関係行政機関又は諸団体からの委託事業の実施又は事業の協力
- (2) 生活環境の整備改善
- (3) 伝統的事業である祭礼、式典、行事の実施
- (4) 防災対策
- (5) 会員相互の連帯の強化を図る親睦行事
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

本会の区域は、伊勢市東大淀町 2 番 21、2 番 26 から 2 番 30 まで、3 番、7 番 1、7 番 2、8 番 1、8 番 3、9 番 1、9 番 3、9 番 4、10 番 1、10 番 3、10 番 4、11 番 1、11 番 3、11 番 4、11 番 6、12 番 1、12 番 3、13 番 1、13 番 13、14 番、14 番 1、15 番から 17 番まで、17 番 4 から 17 番 18 まで、17 番 20 から 17 番 24 まで、18 番 1、18 番 3、

19番、20番1から20番7まで、21番、22番1、22番2、23番1、23番2、24番1から24番6まで、25番1、25番2、26番1、26番2、27番、28番1、28番2、29番から31番まで、31番1から31番7まで、33番3、34番1から34番6まで、35番1、136番6から136番8まで、136番10、136番17から136番59まで、136番71、2594番3から2594番6まで、2594番8、2594番11から2594番15まで、2595番3、3719番から3722番まで、3723番1、3723番2、3724番から3728番まで、3729番1から3729番6まで、3730番1から3730番12まで、3731番、3732番1、3732番2、3733番1、3733番2、3734番1から3734番3まで、3735番1から3735番3まで、3736番から3744番まで、3745番、3745番1、3746番から3748番まで、3749番1、3749番2、3750番1、3750番2、3751番から3753番まで、3754番1、3754番2、3755番から3759番まで、3760番1、3760番2、3761番から3763番まで、3764番、3764番1、3765番から3804番まで、3805番1、3805番2、3806番、3806番1、3806番2、3807番から3809番まで、3810番、3810番1、3811番、3811番1、3812番から3824番まで、3825番1から3825番3まで、3826番1から3826番5まで、3828番、3830番から3837番まで、3840番から3842番まで、3843番1から3843番5まで、3844番から3850番まで、4611番から4614番まで、4616番から4622番まで、4623番1から4623番3まで、4624番、5132番から5139番まで、5141番、5142番、5146番1、5146番2、5154番を除く東大淀町全域とする。

#### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市東大淀町201番地1（東大淀町民会館内）に置く。

#### 5 代表者の氏名及び住所

北村 武紀

伊勢市東大淀町 505 番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

- 7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

- 9 認可年月日

平成 24 年 3 月 31 日

- 10 租税特別措置法施行令（昭和 32 年法令第 43 号）第 44 条の 2 第 1 項に規定する総務大臣が定める基準を満たしている事由

(1) 規約に定める目的に、解散した東大淀報徳社社団法人の事業を承継する旨の定めがあり、また、東大淀報徳社社団法人の事業内容と同一性が認められること。

(2) 規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。

(3) 規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配は行わない旨の定めがあること。

- 11 東大淀報徳社社団法人から継承した財産の種類及び数量

なし

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
107	広島屋文化設備 店	志摩市大王町波切 1055 番地	平成 24 年 3 月 31 日
127	海老屋建設株式 会社	伊勢市小俣町元町 411 番地	平成 24 年 3 月 31 日
193	建築小竹	松阪市久保町 1779 番地 6	平成 24 年 3 月 31 日
229	大海水道	松阪市大津町 262 番地 14	平成 24 年 3 月 31 日



伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
358	有限会社西山住建	伊勢市船江 2 丁目 28 番 57 号	平成 24 年 4 月 6 日
359	黒部水道工業所	松阪市西黒部町 383 番地 1	平成 24 年 4 月 6 日

伊勢市公告第 25 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小 俣町相合	フラットコーテ ッドレトリバー	黒	雌	中型	91 日 以上	ピンク の首輪

2 抑留した日 平成 24 年 4 月 6 日

3 抑留期限 平成 24 年 4 月 13 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）